

(第Ⅱ期)第3回技術委員会 議 事 録

I. 日 時：平成22年 7月 5日(月) 15:00～17:00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第2, 3会議室

III. 出席者(敬称略)

委 員 長：大島

副委員長：平野

委 員：小川、小野、加藤、川原、功刀、鴻巣、小林、関根、辻川、
坪井、野呂、兵頭、二松、満田、山田(代理 辻)

K H K：作田、荒井、伊藤、川原、鳥越、小山田、木村、松木、松本、
長沼、宮下、鈴木、北出、加藤、熊谷、森永、磯村、鈴木(利)、
草野、梶山、植竹、詫間、竹花

IV. 配付資料

資料 11 第Ⅱ期 第2回 技術委員会議事録(案)

資料 12 技術基準整備3ヶ年計画(平成22～24年度)(案)

資料 13-1 平成21年度活動概要及び平成22年度活動計画
圧力容器規格委員会関係

資料 13-2 平成21年度活動概要及び平成22年度活動計画
移動容器規格委員会関係

資料 13-3 平成21年度活動概要及び平成22年度活動計画
高圧ガス規格委員会関係

資料 13-4 平成21年度活動概要及び平成22年度活動計画
冷凍空調規格委員会関係

資料 13-5 平成21年度活動概要及び平成22年度活動計画
液化石油ガス規格委員会関係

資料 13-6 平成21年度活動概要及び平成22年度活動計画
供用適性評価規格委員会関係

資料 14 最近のLPガス消費におけるCO中毒事故について

V. 議事概要

1. 挨拶等

開催にあたり、協会作田会長から挨拶があった。

2. 議題（１）前回議事録（案）の確認について

事務局から、資料 11 の前回議事録（案）については、前回委員会終了後、各委員に送付し確認済みである旨の説明がなされた。

その後、議事録及びその公開についての採決が行われ、出席委員（17 名）全員の賛成により可決となった。

3. 議題（２）技術基準整備 3 ヶ年計画（平成 21～23 年度）（案）について

事務局から資料 12 及び資料 13-1～13-6 に基づき、各規格委員会の平成 21 年度活動概要及び平成 22 年度活動計画について説明があった後、それぞれ、以下の意見交換等があった。

3-1 圧力容器規格委員会関係（資料 13-1）

- KHK で検討を行ってきた安全係数 2.4 の技術基準に対する技術文書の制定に引き続き、平成 22 年度からは KHK S 化に着手することとする。
- 欧州規格、ASME 規格では既に導入されている基準に対し、日本では未だ導入されずに備えている段階なのか。
- 日本では、安全係数 2.4 の基準が未だ整備されておらず、現在は日本で導入する際の準備を行っている段階。

3-2 移動容器規格委員会関係（資料 13-2）

- 70MPa 圧縮水素自動車用燃料装置用容器の技術基準（仮称）につき、低充てんサイクル自動車の定義を変更する必要が生じたため、平成 21 年度に引き続き、平成 22 年度も制定作業を行うこととなった。
- また、平成 22 年度は高圧ガスタンクローリ再検査基準についても確認を行い、改正無しとなった。

3-3 高圧ガス規格委員会関係（資料 13-3）

- フレキシブルチューブ類に係る保安検査基準のあり方についての勉強会は終了したのか。
- 勉強会は継続しているが、現在は勉強会における検討結果を踏まえた改正案につき、高圧ガス規格委員会にてチェックを行っている段階である。今後意見等があれば、また勉強会を開催して詳細をつめていく予定である。

- 可とう管におけるジョイント部分は安全性に係る重要な箇所と思われるが、取り替えの手続きを合理化することにより安全性への懸念は生じないか。
- バルブや配管類の交換については設計検査基準があり、検査に合格したものについては手続きが合理化されている。しかし、可とう管については今まで設計検査基準が無く、煩雑な手続きが必要であった。今回、制定された規程に基づいて設計及び検査された可とう管については安全性も担保されていることから、取り替えに際しての手続きが合理化されたものである。

3-4 冷凍空調規格委員会関係（資料 13-4）

- 平成 21 年度は、冷凍空調装置の施設基準のうち、毒性ガスを使用する施設以外の部分について改正作業を行った。平成 22 年度は、引き続き毒性ガスを使用する施設以外の部分の改正作業を行うとともに、毒性ガスの施設基準の改正についても検討を開始する予定である。

3-5 液化石油ガス規格委員会関係（資料 13-5）

- 平成 21 年度は、液化石油ガス器具等関係基準と LP ガス設備設置基準及び取扱要領を改正した。平成 22 年度は、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース規格等、4 種類の規格を見直し又は確認を行う。

3-6 供用適性評価規格委員会関係（資料 13-6）

- 審議を行ってきた供用適性評価基準につき、平成 21 年 10 月 26 日に制定を行った。今後、国の方向性が示され次第、規格を発行する予定である。平成 22 年度は、委員会で検討したが規格に入らなかった評価区分Ⅱの減肉評価法について、技術文書として発行する準備を行う。

（全体を通じて）

- KHKで作成している規格としては、自主規格と国が例示基準等としてエンドースする規格の2種類がある。国の性能規定化による例示基準等で指定される民間規格として、経済産業省から修正を求められた場合、理由と対処を技術委員会にも諮り、最終的には承認を得るべきではないか。
- 経済産業省でエンドースされる規格については、経済産業省からの指摘と、それを踏まえて規格委員会で行った対応を明確に示した上で、技術委員各位にテクニカルレビューをお願いしたい。
- 今回の保安検査基準のように、KHKが経済産業省に提出し、規格審査小委員会で基準の内容について変更が求められた結果について、報

告を受けて審議するのはKHKの技術委員会ではないのか。規格に対する組織間のやりとりを、より明確化しなければならないのではないのか。

- 規格の制定は最終的には会長が決定権を持っており、会長が経済産業省へ提出することになる。経済産業省で技術的に大きな問題を指摘されたのであれば、KHKの技術委員会で審議・報告すべきとは考える。今後の方針については事務局で案を作成し、技術委員会で審議をお願いしたい。
- 少なくとも、経済産業省でエンドースが必要な規格に関するコメントや対応した結果の報告について、技術委員会で報告して欲しい。
- 安全係数 2.4 や供用適性評価規格に関し、現在議論を行っていること自体、そもそも世界から見ると後れを取っているのではないのか。
- 現在でも安全係数が 3.5 の機器は使用できるにもかかわらず、現実として国内の機器ではほとんど安全係数 4 を採用している。業界側の対応にも課題があるのではないのか。

以上の意見交換等があった後、資料 9 の技術基準整備 3 ヶ年計画（平成 21～23 年度）についての採決が行われ、出席委員（17 名）全員の賛成により可決となった。

4. 議題（3）最近のLPガス消費におけるCO中毒事故について

事務局から、資料 14 に基づき最近のLPガス消費におけるCO中毒事故について紹介があった後、以下の意見交換等があった。

- 先日、開催された経済産業省の液化石油ガス部会においても話題になったが、今後減少する開放型の機器に関する注意喚起よりも、COの発生原因やCOが発生したらどのような行動を取れば良いかといった、消費者への啓発活動が重要ではないか。
- 開放型湯沸器は、少なくなったとは言え市場には残っている。また、ガスこんろについては無くなることはないと考えられるため、開放型機器に関する注意を喚起することも重要であると考え。またKHKでは経済産業省の委託事業により、広報事業として消費者への啓発活動も行い、CO中毒事故防止に努めている。
- 米国では警報器がスーパーマーケット等でも売られており、適切な取り付け位置も専門家がアドバイスしてくれる。CO中毒事故防止を目指すのであれば、そのような方法も考えるべきではないか。
- 本研究はCO警報器の適切な設置位置について検討したもの。最近は部屋の気密度が高くなっており、空気が入ってこないため換気が行われない。そのため、CO警報器の重要性がさらに増すとともに、より

一層の消費者への啓発活動が重要である。

- 消費者へ伝えるためには、事例を出して説明することが重要である。

VI. その他

- 規格委員会規程第11条（委員の代理者）第3項について、条ずれがあったため、修正を行う旨、説明を行った。
- 次回の技術委員会は、後日、日程調整をさせていただく旨、事務局より連絡された。

以上